

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年8月8日

(2) 事故発生場所

岡山県津山市小田中地内

(3) 事故の状況

鳥取県智頭警察署所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、視線誘導標に衝突し、同車両が破損したものである。また、同所属の別の職員が、公務のため同車両を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、道路側端部の段差に衝突し、同車両が破損したものである。